

廃棄物再生事業者登録の手引

令和3年4月
越谷市廃棄物指導課

1 対象者

越谷市内に廃棄物の再生を行う事業場を有し、廃棄物の再生を業として現に営んでいる方が対象となります。

なお、廃棄物の再生は廃棄物の処分に当たりますので、廃棄物処理法上必要な許可を取得していることが必要です。ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、金属くず、空き瓶類、古繊維）のみを取り扱う場合には、廃棄物処理法の許可は不要です。

2 対象事業

次の廃棄物の再生を行う事業が登録の対象となります。

○古紙 ○金属くず ○空き瓶 ○古繊維 ○その他の廃棄物

※ その他の廃棄物とは、木くず、廃プラスチック類、がれき類等。

3 登録基準

廃棄物再生事業者として登録を受けるためには、次の基準を満たしていなければなりません。

(1) 保管施設を有すること。

廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散などのおそれのない保管施設が必要です。

(2) 運搬施設を有すること。

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設が必要です。

(3) 廃棄物の再生に応じた次の施設を有すること。

廃棄物の種類	必要な施設
古紙	・選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設
金属くず	・磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設 ・再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等
空き瓶	・カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設
古繊維	・選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する施設
その他の廃棄物	・取り扱う廃棄物の再生に適する施設

※ その他の廃棄物の再生を行う場合には、当該廃棄物を処理することのできる廃棄物処理法の許可が必要となります。

※ 一般廃棄物の再生を一日当たり5トン以上の処理能力を有する施設で行う場合、一般廃棄物処理法の許可が必要となります。

※ 産業廃棄物の再生を廃棄物処理法第15条に定める施設で行う場合、産業廃棄物処理法の許可が必要となります。

- (4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (5) その他事業を適正に行うことができる者であること。

登録に当たっては、決算書類その他の事業実績を証する書面により、再生事業を営んでいる状況を確認しますので、原則として1年以上の事業実績が必要となります。

本市では、登録に当たって、当該事業場で廃棄物の再生されている割合を、概ね7割以上と定めています。そのため、再生実績を判断するための期間として、原則として当該事業場で6か月以上の事業実績が必要となります。

4 申請に必要な書類

廃棄物再生事業者の登録を受けようとするときは、廃棄物再生事業者登録申請書（越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（以下、「規則」という。）様式第41号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。

なお、事業場を2つ以上有する場合には、それぞれの事業場ごとに登録を受けてください。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

- ・事業概要（当該事業場で6か月以上の再生実績を明らかにする内容を含む。）
- ・引受先事業者（排出事業者）
- ・再生利用事業者
- ・取り扱う廃棄物の排出工程及びその性状等
- ・申請者の身分を証明する書類
 - ア 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 個人である場合には、住民票の写し
(本籍（外国人にあっては、国籍）の記載があるもの)
(個人番号（マイナンバー）の記載がないもの)
 - ウ 業務経歴書

- ・申出書
- ・従業員数

(2) 事業場の概要

- ・事業場一覧
- ・事業地の状況
 - ※ 当該地及び隣接地の土地公図、登記事項証明書、事業場の全体平面図等を添付してください。
- ・案内図

(3) 処理施設

- ・処理工程
- ・施設等一覧表
- ・施設の概要
 - ※ 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び事業場全体の平面図並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

(4) 保管施設

- ・保管施設一覧表
- ・保管施設の概要
- ・処分のための保管上限
 - ※ 保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び事業場全体の平面図並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

(5) 運搬施設

- ・運搬施設一覧表
- ・運搬施設の写真、自動車検査証等

(6) 経理的要件

・資産状況等を説明する書類

ア 法人の場合には、直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（法人税の納税証明書）等

イ 個人の場合には、資産に関する調書、直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（所得税の納税証明書）等

・維持管理等に要する資金の総額及びその資金の調達方法

(7) 一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業等の許可の状況

※ 許可を受けている場合は、許可証の写しを添付してください。

注1 登記事項証明書、住民票の写し等の公共機関が発行する書類は、原則として申請日前3月以内の原本を正本に添付してください。

注2 廃棄物再生事業者登録申請書の記入内容も併せて参照してください。

5 登録申請書の提出先

登録申請書は必ず電話で予約の上、廃棄物指導課窓口を持参してください。（郵送での受付はしておりません）

また、登録申請書は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）提出してください。副本は申請者の控えとして受付後お返しします。（副本の添付書類はコピーで可）

6 登録手数料

1件につき、40,000円です。

申請書が受理される段階に至ったとき、現金により手数料を納入して下さい。

※ 埼玉県収入証紙ではありませんのでご注意ください。

7 登録後の手続

(1) 登録内容に変更があった場合

廃棄物再生事業者の登録を受けた後に、次に掲げる事項に変更があった場合は、30日以内に登録廃棄物再生事業者変更届出書（規則様式第33号）に、変更内容を証明する書類を添えて提出して下さい。

○ 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

○ 事務所及び事業場の所在地

○ 廃棄物の再生に係る事業の内容

○ 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

(2) 事業場を廃止、休止、再開した場合

登録を受けた事業場を廃止、休止又は休止した事業場を再開したときは、30日以内に登録廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届出書（規則様式第34号）を提出してください。

(3) 届出書の提出先

廃棄物指導課窓口を持参していただくか、郵送により2部（正本1部、副本1部）提出してください。副本は申請者の控えになりますので、受付後お返しします。（副本の添付書類はコピーで可）

8 廃棄物再生事業者登録を受けると

- 「登録廃棄物再生事業者」の名称を使用することができます。
- 越谷市から一般廃棄物の再生に関して協力を求めることがあります。
- 事業所税等について、非課税措置、軽減措置が講じられることがあります。

9 その他

- 登録証明書には有効期限がありません。
- 登録を受けた事業場が登録基準に適合しなくなった場合や、法令で定められた変更の届出等を行わない場合、登録を取り消されることがあります。
- 廃棄物再生事業者登録を受けることによって、一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業の許可を受けることが不要とされるものではありません。
- 廃棄物再生事業者制度は許可制度ではありませんので、登録を受けなければならない義務はありません。
- 古物営業法施行規則で定められた自動車、自動二輪車及び原動機付自転車、自転車類、事務機器類等の古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、交換する営業を営もうとするときは、都道府県公安委員会の許可が必要になります。

○再生登録事業者手続フロー

